令和4年第8回伊根町農業委員会議事録

令和4年10月18日(火曜日)開催

伊 根 町 農 業 委 員 会

令和４年 第８回 伊根町農業委員会 議事録						
招集年月日	令和４年１０月１８日（火）					
閉会の日時	開会	午後１時３０分				
	閉会	午後２時３０分				
議　長	小原　澄晴　会長					
招集場所	伊根町役場ほっと館　多目的室					
委員定数	農業委員				１０名	
	農地利用最適化推進委員				３名	
出席委員数	農業委員				９名	
	農地利用最適化推進委員				２名	
農業委員の出席･欠席	議席	氏 名	出･欠	議席	氏 名	出･欠
	1	大西一彰	欠	7	村井　英敏	出
	2	小原澄晴	出	8	一井　京一	出
	3	小西俊朗	出	9	上山　徳和	出
	4	岡田博美	出	１０	山口　忠司	欠
	6	竹原裕次郎	出	１１	井上　一明	出
農地利用最適化推進委員の出席・欠席	地域	氏　名	出欠	地域	氏　名	出欠
	1	大谷　功	欠	3	櫻尾　夏男	出
	2	藤原 正人	出			
議 事 録 署名委員	小原　澄晴（会長）					
	山口　忠司			井上　一明		
会議の説明に出席した者	事務局長　　橋本　利将 事務局書記　　小笠原　健悟					
議事の経過概要及び結果	別紙のとおり					
特記事項	第２１号議案の採決時に村井委員が退席					

議　事　の　審　議　結　果

第１９号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について
承認

第２０号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について
承認

第２１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について
承認

第２２号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について
承認

第２３号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について
承認

令和4年第8回伊根町農業委員会議事経過概要

発言者	発言内容
小原会長	定時になりましたので、令和４年第８回の農業委員会総会を始めさせていただきます。
議　長	本日の農業委員の出席者は１０名中、９名の出席であります。また農地利用最適化推進委員の出席は３名中、２名の出席であります。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数の出席があり、定足数に達していますので、会議規則第７条第１項により本日の総会が成立していることを申し上げ、総会を開始いたします。
議　長	急に寒くなりました。 つい先日まで汗かきながら農作業をされていたと思われます。ご苦労様でした。 寒くて、朝晩は火が欲しいような感じになってきました。 体には十分気を付けていただきたいと思います。 それと、皆さんに報告があります。 今年の春から A-HIT クラブといいまして、伊根町の農業を考える組織を立ち上げています。 農業委員、最適化推進委員をはじめ、女性農業士、若手の担い手農業者等に集まっていただき、伊根町の農業についていろいろと協議していただいています。 いずれは 100ha 農場づくりや農村 RMO に取組ことができればと考えています。 現在まだ皆さんにちゃんとしたお話ができるまで至っていないが、話がすすんで報告できるようになったら、皆さんのお知恵を借りながら組織が充実していければと思います。
議　長	会議規則第１９条第２項に基づき、本日の署名委員については、私、議長の他に２名の指名をさせていただきます。 １０番　山口委員と１１番　井上委員にお願いしたいと思います。
議　長	それでは議事に入りたいと思います。
議　長	第１９号議案「農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について」です。 事務局の説明を求めます。
事務局	（内容説明） 第１９号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可についてです。

	申請された農地は、本庄上小字横枕 1161 番 1、地目は台帳、現況共に田、地積は 808 ㎡です。 譲渡人はＡ氏、譲受人はＢ氏です。 譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため希望者に所有権移転を行う。 譲受人の事由は、薦池あずきの生産を拡大するためです。 譲受人の経営内は、自作地 1,666 ㎡、借入地、貸付地は 0 ㎡ 世帯員は１人、農業従事は１人です。 （資料により該当農地の位置等を説明）
議　長	ご質問やご意見はありませんか。
議　長	ご質問、ご意見が特別無い様ですので、採決に入ります。 第１９号議案「農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について」 承認に賛成の方は挙手願います。
委　員	（全員挙手）
議　長	全員挙手ということで、承認することにいたします。
議　長	つづいて、第２０号議案「農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について」です。 事務局の説明を求めます。
事務局	（内容説明） 第２０号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可についてです。 申請された農地は、本庄上小字横枕 1160 番 1、地目は台帳、現況共に田、地積は 810 ㎡です。 譲渡人はＣ氏、譲受人はＢ氏です。 譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため希望者に所有権移転を行う。 譲受人の事由は、薦池あずきの生産を拡大するためです。 譲受人の経営内は、自作地 1,666 ㎡、借入地、貸付地は 0 ㎡ 世帯員は１人、農業従事は１人です。 （資料により該当農地の位置等を説明）
議　長	ご質問やご意見はありませんか。
小西委員	今現在、Ｄ氏が利用権設定をされていることとなっているが、問題ないのか
事務局	去年までＤ氏が行っていたため、利用権設定６年と記載されている。 今年は、Ｄ氏はこの農地で作付けはおこなわれていない。
議　長	他にご質問やご意見はありませんか。 ご質問、ご意見が特別無い様ですので、採決に入ります。

	第２０号議案「農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について」承認に賛成の方は挙手願います。
委　員	（全員挙手）
議　長	全員挙手ということで、承認することにいたします。
議　長	つづいて、第２１号議案「農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について」です。 本件については、村井委員は当事者となるので退室をお願いします。 事務局の説明を求めます。
事務局	（内容説明） 第２１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可についてです。 申請された農地は、本庄上小字向田 1063 番 1、1064 番 1 の 2 筆です。 地目は両方とも台帳、現況共に田、地積は 1063 番 1 が 905 ㎡、1064 番 2 が 892 ㎡です。 譲渡人は B 氏、譲受人は E 氏です。 譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため希望者に所有権移転を行う。 譲受人の事由は、規模拡大を図るためです。 譲受人の経営内は、自作地 2,500 ㎡、借入地、貸付地は 0 ㎡ 世帯員は３人、農業従事は２人です。 （資料により該当農地の位置等を説明）
議　長	ご質問やご意見はありませんか。
委　員	（全員挙手）
議　長	全員挙手ということで、承認することにいたします。
議　長	つづいて、第２２号議案「農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について」です。 事務局の説明を求めます。
事務局	（内容説明） 第２２号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可についてです。 申請された農地は、本庄上小字平野川原 2949 番です。 地目は台帳地目が田、現況は畑、地積は 797 ㎡です。 譲渡人は B 氏、譲受人は F 氏です。 譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため希望者に所有権移転を行う。 譲受人の事由は、小作を行っている農地の取得です。

	譲受人の経営内は、自作地 6,800 ㎡、借入地 23,900 ㎡、貸付地 580 ㎡の計　30,120 ㎡です。 世帯員は２人、農業従事は２人です。 （資料により該当農地の位置等を説明）
議　長	ご質問やご意見はありませんか。
委　員	（全員挙手）
議　長	全員挙手ということで、承認することにいたします。
議　長	つづいて、第２３号議案「農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について」です。 事務局の説明を求めます。
事務局	（内容説明） 第２３号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可についてです。 申請された農地は、本庄上小字平野川原 1263 番 1、1264 番 1 番、1305 番の 3 筆です。 地目は 3 筆とも台帳地目が田、現況は畑となっています。 地積は 1263 番 1 が 331 ㎡、1264 番 1 が 372 ㎡、1305 番が 419 ㎡となっています。 譲渡人は B 氏、譲受人は G 氏です。 譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため希望者に所有権移転を行う。 譲受人の事由は、小作を行っている農地の取得です。 譲受人の経営内は、自作地 14 ㎡、借受地 5,300 ㎡、貸付地はなしの計　5,314 ㎡です。 世帯員は２人、農業従事は２人です。 （資料により該当農地の位置等を説明）
議　長	ご質問やご意見はありませんか。
委　員	（全員挙手）
議　長	全員挙手ということで、承認することにいたします。
議　長	審議案件は以上でございますので、令和４年第８回の農業委員会総会を閉会いたします。